

通級指導教室在籍児童生徒
保護者のみなさまへ

香芝市教育委員会事務局
学校教育課長

特別支援教育就学奨励事業について

さて、香芝市では、通級指導教室に通級している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、特別支援教育就学奨励費の給付基準に該当する保護者に対し、児童生徒の在籍校から通級指導教室設置校への通学費用を補助いたします。

つきましては、特別支援教育就学奨励費の受給を希望される場合は、下記申請方法等をよくご確認のうえ、**令和4年5月31日**までに申請してください。

なお、特別支援教育就学奨励費の受給を辞退される場合は、学校へご連絡ください。辞退届の提出は必要ありません。

記

1. 申請方法について

次のいずれかの方法で提出してください。

- (1) マイナンバーカードを利用してパソコン・スマートフォンより電子申請する場合
下記URLまたはQRコードより「e古都なら」にアクセスし、必要事項を入力のうえ申請してください。マイナンバーカード等のコピーの貼付は不要です。

URL: https://s-kantan.jp/kashiba-nara-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=27060



- (2) 在籍している学校を通じて申請する場合

別紙の「収入額・需要額調書」に必要事項を記入のうえ、調書を封筒に入れ、封筒に学校名、学年、児童生徒氏名を記入し、**必ず保護者の方が直接**学校へご提出ください。

2. 調書の記入について

調書の記入にあたっては、「収入額・需要額調書の記入上の注意事項」をよくお読みください。

3. 決定の通知

7月以降に、郵送にてお知らせする予定です。所得基準を超えた場合は、国の定める補助単価の範囲内で支給されます。

4. 所得について

世帯の収入状況等について、学校教育課で調査することに同意いただきますようお願いいたします。課税証明が必要な場合は別途通知します。

香芝市教育委員会事務局学校教育課
電話 76-2001(内線418)